

さいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花と緑があふれる心豊かなまちづくりを推進する事業のひとつとして、区民と協働することにより、「花や緑の豊かなまち」を実現するため、花木の種子、苗、培養土、肥料等を提供することにより、区内の駅や観光スポット等を花や緑で飾る活動を自主的に行う団体を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体)

第2条 支援の対象となる団体は、区内の駅、駅周辺、観光スポット等（以下「シンボルゾーン」という。）を花や緑で飾る活動（以下「事業活動」という。）を自主的に行う団体で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 区内に在住、在勤又は在学する者5人以上で構成する団体（以下「活動団体」という。）であること。
- (2) 活動団体の構成員に事業活動を行う土地について、所有権、地上権その他の権利を有する者が含まれていること又はこれらの権利を有する者から当該土地において花壇を設置し、又は花木等を植栽したプランター等を設置することについて活動団体が許可を得ていること。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げる要件に該当する事業とする。

- (1) シンボルゾーンに花壇又はプランター等を設置し、事業を行う年度内に2回以上播種又は植替え等を行い、花木等の維持管理を行うものであること。
- (2) 花壇又はプランター等の設置は、原則として、ひとつの敷地内又は施設内においてひとつの団体が行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援対象事業とはしない。

- (1) 営利が目的であると認められる場合
- (2) 宗教的又は政治的な宣伝又は活動を意図するものと認められる場合
- (3) 国、他の地方公共団体又は本市から同様な支援を受けている場合又は受ける

見込みがある場合

(支援内容)

第4条 区長は、花壇又はプランター等を設置し、植栽等を行うために必要な次に掲げるものを提供することにより、支援を行うものとする。

- (1) 花苗、球根、種子等
- (2) 花苗等の育成に要する培養土、肥料等
- (3) 花苗等の植栽に用いる花壇又はプランター等の資材
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の支援は、予算の範囲内で行うものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする活動団体の代表者（以下「申請者」という。）は、さいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業支援申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(支援の決定等)

第6条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査して、支援の可否を決定し、さいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業支援・不支援決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 区長は、支援を決定する場合には、必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第7条 前条第1項の規定により、支援の決定を受けた活動団体（以下「支援決定団体」という。）は、支援対象事業を変更し、又は支援対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめさいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業変更等承認申請書（様式第3号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、さいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業変更等承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした支援決定団体に対し通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援決定団体は、支援対象事業が完了した日から30日を経過した日（前条

第1項の規定により、支援対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認に係る通知を受けた日から30日を経過した日)又は支援対象事業の完了の日の属する年度の終了後30日以内のいずれか早い日までに、さいたま市南区花と緑のまちづくり推進事業実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して、区長に報告しなければならない。

(支援の決定の取消等)

第9条 区長は、支援決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (2) 提供を受けた花苗等を支援対象事業以外に使用したとき。
- (3) 不正の手段により花苗等の提供を受けたとき。
- (4) 事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。